

週刊

新社会

発行所：新社会党 発行者：矢田部 理
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-3-7三建ビル八丁堀6F
TEL. 03 (3551) 3980 FAX. 03 (3551) 6406
振替 00140-0-149727 1ヵ月600円 郵送料1ヵ月160円

新社会ちば

1999年9月 創刊号

発行：新社会党千葉県本部
千葉市中央区新千葉2-1-1新千葉ビル4F
TEL 043-244-6865 FAX 043-244-3860

(事務所を上記に移転しました)



水増し疑惑がもたれている藤崎5丁目の土地 (手前の雑草地)

習志野市の土地疑惑 荒木市長は責任を押しつれ

習志野市が九十七年に買収した市内谷津七丁目の土地に関する、荒木勇市長と練習志野土地開発センター(久米三雄社長)との贈賄疑惑を糾明する習志野市議会の百条委員会が、両氏を参考人に招き、去る八月二日に開かれた。

席上、荒木市長は、問題の現金五千万円の受け取りを終始否認、渡したとする久米氏の主張とすれ違った。

事実とはもあれ、この間、議会の追及にもまともにも答えず、市民に納得のいく釈明もせず、結果的に市政を混乱させた市

長の道義的責任は重い。即刻退陣して責任をとるべきではなからうか。

念書の見返り 贈賄の疑いが

問題の土地は習志野市谷津七丁目の一万平方メートル。

この起りは、九十七年六月、荒木市長が専決処分(議会の承認に先立って市長が決定すること)によって、この土地を市が三十九億円で買収したと表明したことから、一旦取り下げたものの、直後に、市長は二人の立会

人を入れて、「他にいい口外しない」「書類を誰にも見せない」など秘密裏に工作を重ねたうえで、買収を久米氏に内諾。その後九月市議会に再び提案、買収価格二十六億円で可決させた。

市長はこの土地の買収に、なぜこれほどまでに執着したのか。

初当選の九十二年二月六日、当時まだ久米氏の所有であった同地を、「当選後に市の中心的場所(調整区域の解除など)にする」よう約束した念書

を市長が書き、その見返りとして、久米氏から五千万円の贈賄を受けているからではないかとするのが今回の疑惑である。

水増し買収を 新社会党が指摘

やはり久米氏が所有し九十六年に市が買収した、藤崎五丁目の土地についても、実際より百四十平方メートルも水増しがあつたことを新社会党が指摘した。追いつめられた市が、久米氏に返還



99年8月に行われた習志野市議会の「100条委員会」の会場は報道関係や傍聴者でいっぱいとなった。

「自自公」は改憲内閣

「新社会ちば」創刊に寄せて

上野 建一 (党本部委員長)



不況が長引くと政治は反動化して国民は憲法によって保障されている民主的権利や社会保障制度が次々と奪われる。なぜなら不況とか恐慌は、自民党を中心とする保守政治とこれにニチャクする大資本の市場経済第一主義(グローバルイゼーション)の矛盾の現れであつて、これを乗り切るために一般

国民を犠牲にしなればならないからである。大企業・大銀行が国家財政(税金)を湯水ののごとく使つてリストラ合理化を暴力的に進め

るから失業者が増大するし、医療、福祉関係の個人負担が多くなる。さらに、教育や老後などの生きる上への不安が拡大するばかりである。

中小零細商工業者の倒産、失業も増加の一途である。この国民の不平不満をおさえるためには、国家主義で統制を強め

ねばならない。戦前はそれは戦争であった。自民・自由・公明党の同盟(連合)は、先の国会を数の力で牛耳り、戦争準備の法律(周辺事態法)と国民を監視する(盗聴法)もできた。さらに国民総背番号制といわれる国民を情報管理する法などが拡大するばかりである。

この秋には、自自公三党の連立政権が発足する。名実ともに憲法改悪をめざす反動内閣の性格が強い。わが新社会党千葉県本部は、県民一人ひとりの生活と権利を守り、平和で安定した社会生活ができるよう反動政治とたたかう決意を新たにしている。『新社会ちば』はそのたたかうの弾丸の役割を果たしたいと思う。

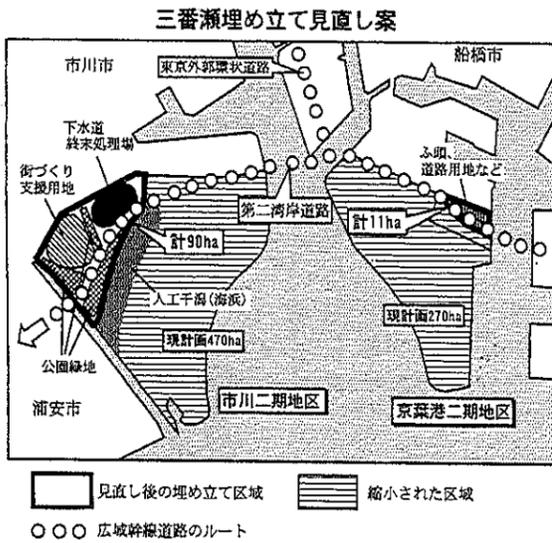
「新社会党」に対するご意見やご要望をお寄せ下さい。

新社会党の機関紙週刊「新社会」の千葉県版として「新社会ちば」を毎月発行することになりました。新社会党に対するご意見やご要望を千葉県本部にお寄せ下さい。



「いまに大きく なつたら、勲章 さげて剣さげて、お馬に乗ってハイ ドウドウ」は戦前の子供が歌われた歌である。小沢一郎氏の憲法改正法案を見た。国会は衆議院の一院制にして、参議院は勲章をドンドン与え、もつた人を天皇任命による終身議員にしようという。国民に選挙権はないし、やめさせる方法もない。昔の貴族院を考へていらいら。『勲章さげて剣さげて』の社会は軍事大國のことである。小沢氏は言う。『公共の福祉』を明確に規定して、個人の権利を制限せよ。盗聴法や国民総背番号制は、本当は国防・有事の際に必要なのだ。これを隠さずハッキリ言うべきだ。と。国連に兵力の提供を約束せよ。金を出さずにはだめだ。血を流せ。国連協力を錦の御旗にした『国連改憲』論だ。国連の軍隊が血を流す前に、『紛争』現地住民の血はもつとたくさん流されるだろう。現地住民の殺戮(さつりく)に手を貸そうという話である。大義名分はどうあれ、『人を殺して絶対に平和はない』これが、平和憲法の本質ではないか。この精神がホゴにされようとしている。小沢氏に代表される右翼国会議員はムソソリーニの気分である。

東京湾の貴重な干潟「三番瀬」 埋め立て計画は白紙撤回を



環境庁から環境破壊の指摘を受けて、『三番瀬埋立計画』の縮小案が県から提示された。この計画は、新社会党が県・市議会でも強く撤回を求めてきたのだが、当時、沼田知事は一顧だにしなかった。

破綻したフエニックス計画

当初この計画は、市川・船橋の沖合七百四十ヘクタール(唯一の浅瀬、三番瀬)を、産業廃棄物で埋め立てようとするものであり(フエニックス計画)、埋め立て場の確保と土地造成ができる一石二鳥の案」と行政が自画自賛したものである。県政の神経はその程度だった。

市川・船橋両市は、この埋め立て計画を承認し、①公共下水道最終処理場②『東京外環状道路』地権者の移転代替地③住

工混在解消のための工業団地の造成④第二湾岸道路の橋脚建設用地⑤湾岸整備、などに利用する姿勢を表明した。

しかし、根強い住民の反対運動や、谷津干潟の保存、藤前干潟の埋め立て中止など国際的にも干潟の役割が見直され、今回の県の縮小案となった。

計画縮小しても問題は解決せず

縮小案は、面積を七分の一の百一ヘクタールに(市川地区四百七十から九十ヘクタールに、船橋地区二百七十から十一ヘクタールに)縮小する案で

国労は「解決のめどがついた」として今年三月十八日に臨時全国大会を開催し、苦渋の選択として「国鉄改革法」を承認したにもかかわらず、政府・運輸省・自民党・JRなど、まったく解決に向けて動こうとしない。

それどころか、国労が運輸省に話し合いに当たつての最終的な要求書提出したにもかかわらず、運輸省は受け取りもせず、国労に全面屈服を迫る条件を提出している。全面解決を

示してきている。早期全面解決要求を望む闘争団家族だけでなく、国労支援の広範な共闘もこの態度には大変怒っている。

八月末の国労全国大会では、臨時大会以降の本部の対応に批判的な発言もあったが、最終的には経過報告・運動方針は承認された。最後に委員長から「労働者・闘争団の要求が切り下げられようとして、納得のいく解決に

あるが、埋め立てで生ずる問題の解決にはならない。

なぜなら、部分的な埋め立てであれ、生態系に及ぼす影響は変わらないからだ。①浅瀬がもつ水質浄化能力を失わせ、東京湾の汚濁が進む②浅瀬がもつ魚類の宝庫、水鳥などの貴重な自然が破壊される③埋め立ては関東平野の温暖化を促進さ

せる、などである。

県費の無駄づかいをやめよ

知事が言う埋め立ての目的はもはや崩れた。目的をもちたい埋め立ては即時中止すべきだ。私たちは大企業の利益のために税金を払っていない。赤字財政を言うなら、この際、開発県政の姿勢も改めて欲しい。「開発投資」が大きな経済波及効果をもつとされた「経済常識」は通用しなくなり、福祉・医療中心の経済成長をめざす時代がきた。知事は、この際、県政の転換をはかるべきだ。



新社会党としては、国労のたたかいは全労働者の問題として、これまででも連帯してきた。これからも、さらに支援・共闘を強めていく。



介護保険法は早くも破綻 低所得者・高齢者の負担軽減を



介護保険の発足を明年四月に控え、県内各自治体でもいよいよ認定作業が始まる。

福祉最低レベルの千葉県では、介護要員や施設は全く不足している状況で、果たして介護はあてになるのか。公的介護ではなく、民間事業会社に介護を頼んで下さい、となる公算が大きいのではない。

民間委託でなく公的介護を

保険料や自己負担、そして民間業者の介護を受けた場合の差額負担などに耐えられないという経済的問題も、特に高齢者に切実だ。負担はこれまでの福祉

制度を大きく上まわることとは確実だ。

低所得者層の保険料と自己負担を減免する制度や介護保険支出に対する所得控除制度、六十五歳以上の保険料の半額国庫負担などが、要求の大きな柱となる。もう一つ、「公」で手当てできない部分を「民」にまかせようとする動きを阻止することである。

新社会党は先日、全国でも数少ない市川市の高齢者施設を視察した。しかし、貴重なこの施設も、せつかくの『公』運営から『民間委託』にしようとする声が市議会の一部や行政からあがっている。

福祉を「採算ベース」に乗せようとする発想を絶たない限り、満足な介護制度は生まれまい。

憲法を活かす会の活動

全市町村に護憲組織を

「自公一連立内閣の目ざすものは明らかに現在の平和と民主主義の憲法の改悪である。われわれの護憲勢力は気迫と運動の面で大きく立ち遅れている。」

「千葉・憲法を活かす会」は、この状況に危機感をもつて強力な護憲

勢力の中核になりうるよう再結集に立ち上がった。この会の重点活動は、

①憲法の学習に取り組み②財界、大資本の改憲策動がいかに県民を内外に宣伝する③県内市町村に護憲の共闘

組織を結成する④県民のいのちと暮らしを守るたたかいを進める。

週刊「新社会」(本紙)のご購読を

購読料 600円/月、郵送料 160円/月

※お申し込みは新社会党県本部へ

TEL 043(244)6865